

権利擁護・虐待防止委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、法人が運営する施設の提供する福祉サービスに係る虐待を防止するための体制を整備すること、また利用者の権利を擁護し福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象となる虐待の種類)

第2条 この規程において「虐待」とは、従業員が利用者に対して次に掲げる行為をいう。

- 1 利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行等を加えること。
又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(身体的虐待)
- 2 利用者に対してわいせつな行為をすること、又は利用者わいせつな行為をさせること。
権利を無視して行う性的な暴行等。(性的虐待)
- 3 利用者に対する罵声や暴言、著しい拒絶的な対応又は不当に無視をする行為、その他心理的外傷を与えうる言動や振る舞い。(心理的虐待)
- 4 利用者の長時間の放置、衰弱させるような著しい減食、生理的要求を無視する等、安全と健康への配慮を著しく欠く支援。(放置・放任)
- 5 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財務上の利益を得る行為。
(経済的虐待)

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 従業員はいかなる場合においても利用者に対し虐待行為を行ってはならない。

(虐待の発見及び通報)

第4条 従業員は虐待行為を発見した際、あるいは虐待を受けていると疑いをもった場合は、速やかに虐待防止責任者または市区町村の担当窓口へ通報しなければならない。
利用者本人または保護者、従業員からの虐待の通報があった際は、権利擁護・虐待防止委員会規程に基づき、ただちに委員会を開催し対応しなければならない。

(権利擁護・虐待防止委員会の設置と目的)

第5条 権利擁護・虐待防止委員会は、利用者の安全と権利擁護の観点から、適切な支援が実施され利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないように必要に応じて随時、委員会を開催し虐待の防止に努めることを目的とする。

- 1 委員会の設置について以下のとおりとする
 - (1) 権利擁護・虐待防止委員会の委員は必要のある員数とし、各事業所管理者、主任、副主任、その他必要とされる者を法人代表者が任命する。
 - (2) 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織とする。
 - (3) 委員長は虐待防止責任者とする。

- (4) 委員長は委員会の中から選任する。副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- (5) 委員には必要に応じて法人役員、第三者委員を加えることができる。

(権利擁護・虐待防止委員会の開催及び実施内容)

第6条

- 1 権利擁護・虐待防止委員会は年3回の定例会を開催する。
- 2 臨時で開催する必要がある場合(虐待の通報(疑いを含む))は、委員長が招集し開催する。
- 3 虐待防止及び権利擁護に係る研修を年1回以上おこなうこととする。
- 4 事故、ヒヤリ・ハット等の内容が虐待につながるおそれがある場合は、権利擁護・虐待防止委員会を開催し対応する。
- 5 職員倫理綱領を従業員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 6 その他、法令及び制度の変更があるごとに委員会を開催し、規程の見直しをおこなうとともに従業員に周知する。

(委員会の責務)

第7条

- 1 委員会は虐待が起こらないように事前の措置として、従業員の虐待防止への意識を向上させ、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要がある場合は従業員に直接改善を求めて指導ができる。
- 3 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協同で会議を開催するなど虐待防止の対応及び対策、改善を図るものとする。

(虐待防止責任者の職務)

第8条

- 1 本規程による虐待防止の責任主体と指示系統を明確にするため、法人に虐待防止責任者を設置する。
- 2 虐待防止責任者は、法人が選任した管理者があたるものとする。
- 3 虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 権利擁護・虐待防止委員会並びに虐待防止研修の開催
 - (2) 利用者・従業員等からの虐待通報受付
 - (3) 虐待の内容及び原因の把握、解決並びに改善策の検討
 - (4) 虐待の内容把握等のための当事者との話し合い
 - (5) 虐待の原因並びに改善状況について、当事者(保護者含む)及び第三者委員会への報告
 - (6) 支給決定をうけた市区町村への虐待対応結果の報告
 - (7) 法人への報告

(虐待通報の受付)

第9条 虐待の通報は、文書または口頭で受け付けることができる。

また虐待防止責任者は、虐待通報の内容を記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

- (1) 虐待の内容
- (2) 虐待通報者の要望
- (3) 第三者委員会の介入の要否

(虐待の報告・確認)

第10条

- 1 虐待防止責任者は、受け付けた虐待の内容を市区町村の窓口、第三者委員会、法人に報告する。
ただし、第三者委員会においては虐待通報者が希望しない場合はこの限りではない。
- 2 投書などによる匿名での虐待通報においても前項同様とする。

(通報者の保護)

第11条 虐待通報者は、通報したことを理由に解雇または不利益な扱いを受けない。

ただし、不正の目的で行われた通報でないこと、通報内容が虚偽でない場合に限る。

(虐待通報受付の代行)

第12条 従業員は、虐待に関する通報を虐待防止責任者が不在の場合のみ受け付けることができる。

(第9条の(1)(2)のみ)

その後、遅滞なく虐待防止責任者へ通報の内容を報告しなければならない。

(虐待防止対応の周知)

第13条 虐待防止責任者は、重要事項説明書やポスター等で掲載、掲示をおこない本規程に基づく虐待防止対応等についての周知と啓発をはからなければならない。

(虐待を受けた利用者や家族への対応)

第14条

- 1 法人及び従業員は虐待を受けた利用者の安全確保を最大限に行わなければならない。
- 2 従業員が虐待を行った場合(疑いを含む)は就業規則並びに児童虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき対応の協議をおこなう。
- 3 法人は市区町村、都道府県、公的機関と連携し安心してサービスを受けられるように虐待を受けた利用者に提供しなければならない。

(虐待解決に向けた協議・記録)

第 15 条

- 1 虐待防止責任者は、通報内容を解決するためにすみやかに権利擁護・虐待防止委員会を開催し、対応を協議しなければならない。
- 2 虐待防止責任者は、権利擁護・虐待防止委員会での対応、解決策に基づき虐待通報者及び利用者または保護者との話し合いを実施する。
- 3 虐待防止責任者は、話し合いの内容を記録し、話し合いの当事者へ確認する。

(第三者委員会)

第 16 条 第三者委員会は、会社が定めた者とする。

(権利擁護のための成年後見制度)

第 17 条 虐待防止責任者は、利用者の権利擁護のため、成年後見制度を利用者本人及びその保護者等に啓発する。

附 則

本規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行